

市第 124 号議案

横浜市婦人相談員の費用弁償条例の廃止

横浜市婦人相談員の費用弁償条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市婦人相談員の費用弁償条例を廃止する条例

横浜市婦人相談員の費用弁償条例（昭和32年 5 月横浜市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

売春防止法の一部改正により婦人相談員に関する規定が削除されることに伴い、横浜市婦人相談員の費用弁償条例を廃止したいので提案する。